

鳥取県告示第 275 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成19年3月26日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成 19 年 3 月 26 日

鳥取県知事 片 山 善 博

路線名	区 間	供用開始の期日
奥谷正蓮寺線	鳥取市桜谷字附当191-60地先から同市桜谷字平田251地先まで	平成19年3月26日
国府正蓮寺線	鳥取市桜谷字附当191-49地先から同字191-59地先まで	〃